

香芝市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月22日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第22号

香芝市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則
香芝市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成10年規則第19号）
の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改め、
同条第2項中「により、又は」を「又は」に改める。

第6条第2項中「聴聞参加許可申請書の提出」を「規定による申請」に、「
聴聞参加許可・不許可通知書」を「聴聞参加許可（不許可）通知書」に改める。

第7条第1項中「文書等閲覧請求書」を「資料閲覧請求書」に改め、同条第
2項中「文書等閲覧指定通知書」を「資料閲覧指定通知書」に改め、同条第3
項中「文書等閲覧指定通知書」を「資料閲覧指定通知書（第9号様式）」に改
める。

第9条第2項中「補佐人出頭許可申請書の提出」を「規定による申請」に、
「補佐人出頭許可・不許可通知書」を「補佐人出頭許可（不許可）通知書」に
改める。

第12条中「規定による」を削り、「第13号様式によるもの」を「陳述書
（第13号様式）」に改める。

第14条第1項中「第15号様式によるもの」を「聴聞調書（第15号様式
）」に改め、同条第3項中「第16号様式によるもの」を「報告書（第16号
様式）」に改める。

第15条第2項中「法第24条第4項又は条例第24条第4項」を「前項」
に改める。

第16条中「第19号様式によるもの」を「弁明書（第19号様式）」に改
める。

第20条の見出しを「（その他）」に改める。

第1号様式から第23号様式までを削り、附則の次に次の23様式を加える。

第 1 号様式（第 3 条関係）

第 年 月 号 日

様

行政庁



聴聞通知書

不利益処分を行うに当たり、次のとおり聴聞を行いますので、（行政手続法第 15 条第 1 項・香芝市行政手続条例第 15 条第 1 項）及び香芝市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第 3 条の規定により、通知します。

聴 聞 の 件 名		
予 定 さ れ る 不 利 益 処 分 の 内 容		
不利益処分の根拠となる 法令又は条例等の条項		
不 利 益 処 分 の 原 因 と な る 事 実		
聴 聞 の 期 日		
聴 聞 の 場 所		
聴聞に関する事務を所掌 す る 組 織 の 名 称 及 び 所 在 地	名 称	
	所在地	
聴 聞 の 主 宰 者 の 職 名 及 び 氏 名	職 名	
	氏 名	

- 備考
- 1 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を聴聞の期日までに提出することができます。
 - 2 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
 - 3 やむを得ない理由があるときは、聴聞の期日の変更を申し出ることができます。
 - 4 聴聞に関する一切の行為をなす権限を代理人に委任することができます。
 - 5 主宰者の許可を得て、聴聞の期日に補佐人と共に出頭することができます。
 - 6 正当な理由なく聴聞の期日に出頭しない場合で、陳述書又は証拠書類等を提出しないときは、聴聞を終結することがあります。
 - 7 聴聞の期日に出頭する場合は、この聴聞通知書を持参してください。

第 2 号様式（第 4 条関係）

聴聞期日変更申出書

年 月 日

行政庁

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者職氏名
電 話 番 号

年 月 日付けで通知のあった聴聞の期日については、次のとおりやむを得ない理由があるので、香芝市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第 4 条第 1 項の規定により、聴聞の期日の変更を申し出ます。

聴 聞 の 件 名	
やむを得ない理由	

第 3 号様式（第 4 条関係）

第 年 月 日 号

様

行政庁



聴聞期日変更通知書

次のとおり聴聞の期日を変更したので、香芝市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第 4 条第 3 項の規定により、通知します。

聴 聞 の 件 名		
聴 聞 の 期 日	変 更 前	
	変 更 後	

第 4 号様式（第 5 条関係）

代理人資格証明書

年 月 日

行政庁

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者職氏名

電 話 番 号

私は、次の者を代理人と定め、次の聴聞に関する一切の行為をなす権限を委任しましたので、（☐行政手続法第 16 条第 3 項 ☐行政手続法第 17 条第 3 項において準用する同法第 16 条第 3 項 ☐香芝市行政手続条例第 16 条第 3 項 ☐香芝市行政手続条例第 17 条第 3 項において準用する同条例第 16 条第 3 項）及び香芝市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第 5 条第 1 項の規定により、証明します。

聴聞の件名		
代 理 人	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

第 5 号様式（第 5 条関係）

代理人資格喪失届

年 月 日

行政庁

住所又は所在地

氏 名 又 は 名 称

代 表 者 職 氏 名

電 話 番 号

次のとおり代理人がその資格を失ったので、（☐行政手続法第 1 6 条第 4 項 ☐行政手続法第 1 7 条第 3 項において準用する同法第 1 6 条第 4 項 ☐香芝市行政手続条例第 1 6 条第 4 項 ☐香芝市行政手続条例第 1 7 条第 3 項において準用する同条例第 1 6 条第 4 項）及び香芝市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第 5 条第 2 項の規定により、届け出ます。

聴 聞 の 件 名		
代理人の資格 を 失 っ た 者	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	

第 6 号様式（第 6 条関係）

聴聞参加許可申請書

年 月 日

主宰者 様

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者職氏名
電 話 番 号

次の聴聞に関する手続に参加したいので、香芝市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第 6 条第 1 項の規定により、申請します。

聴 聞 の 件 名	
聴 聞 の 期 日	
聴 聞 の 場 所	
利害関係の内容	

第 7 号様式（第 6 条関係）

第 年 月 日 号

様

主宰者 印

聴聞参加許可（不許可）通知書

年 月 日付けで申請のあった聴聞の手續への参加については、次のとおり（許可しました・不許可としました）ので、香芝市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第 6 条第 2 項の規定により、通知します。

聴 聞 の 件 名		
聴 聞 の 期 日		
聴 聞 の 場 所		
聴聞に関する事務を 所掌する組織の 名称及び所在地	名 称	
	所在地	
不 許 可 の 理 由		

第 8 号様式（第 7 条関係）

資料閲覧請求書

年 月 日

行政庁

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者職氏名
電 話 番 号

次の聴聞に関し、（☐行政手続法第 18 条第 1 項 ☐香芝市行政手続条例第 18 条第 1 項）及び香芝市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第 7 条第 1 項の規定により、資料の閲覧を請求します。

聴 聞 の 件 名	
聴 聞 の 期 日	
閲覧しようとする 資料の名称、内容等	

第 9 号様式（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

行政庁



資料閲覧指定通知書

年 月 日付けで請求のあった資料の閲覧については、（行政手続法第 18 条第 3 項・香芝市行政手続条例第 18 条第 3 項）の規定により次のとおり指定したので、香芝市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（第 7 条第 2 項・第 7 条第 3 項）の規定により、通知します。

聴 聞 の 件 名	
閲 覧 の 日 時	
閲 覧 の 場 所	

第 1 0 号様式（第 9 条関係）

補佐人出頭許可申請書

年 月 日

主宰者 様

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者職氏名
電 話 番 号

次のとおり聴聞の期日に補佐人を出頭させたいので、（☐行政手続法第 2 0 条第 3 項 ☐香芝市行政手続条例第 2 0 条第 3 項）及び香芝市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第 9 条第 1 項の規定により、申請します。

聴聞の件名		
聴聞の期日		
聴聞の場所		
補 佐 人	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
	申 請 者 との関係	
	補佐する 事 項	

第 1 1 号様式（第 9 条関係）

第 年 月 日 号

様

主宰者 (印)

補佐人出頭許可（不許可）通知書

年 月 日付けで申請のあった補佐人を出頭させることについては、次のとおり（許可しました・不許可としました）ので、香芝市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第 9 条第 2 項の規定により、通知します。

聴聞の件名		
聴聞の期日		
聴聞の場所		
補佐人	住所	
	氏名	
不許可の理由		

第 1 2 号様式（第 1 1 条関係）

第 年 月 号
年 月 日

様

行政庁



公開聴聞通知書

次の聴聞の期日における審理は、（行政手続法第 2 0 条第 6 項・香芝市行政手続
条例第 2 0 条第 6 項）の規定により公開しますので、香芝市聴聞及び弁明の機会の
付与に関する規則第 1 1 条の規定により、通知します。

聴 聞 の 件 名	
聴 聞 の 期 日	
聴 聞 の 場 所	

第 1 3 号様式（第 1 2 条関係）

陳述書

年 月 日

主宰者 様

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者職氏名
電 話 番 号

次の聴聞の期日への出頭に代えて、（☐行政手続法第 2 1 条第 1 項 ☐香芝市行政手続条例第 2 1 条第 1 項）及び香芝市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第 1 2 条の規定により、陳述書を提出します。

聴 聞 の 件 名	
聴 聞 の 期 日	
不利益処分の原因 となる事実 に対する主張	

第 1 4 号様式（第 1 3 条関係）

第 年 月 日 号

様

主宰者 印

聴聞続行通知書

次のとおり聴聞を続行するので、（行政手続法第 2 2 条第 2 項・香芝市行政手続
条例第 2 2 条第 2 項）及び香芝市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第 1 3 条
の規定により、通知します。

聴 聞 の 件 名	
聴 聞 の 期 日	
聴 聞 の 場 所	

第 1 5 号様式（第 1 4 条関係）

年 月 日

行政庁

主宰者



聴聞調書

聴 聞 の 件 名		
聴 聞 の 期 日		
聴 聞 の 場 所		
出頭した当事者	住 所	
	氏 名	
出頭した代理人	住 所	
	氏 名	
出頭した補佐人	住 所	
	氏 名	
出頭しなかった 当 事 者	住 所	
	氏 名	
出頭しなかった 代 理 人	住 所	
	氏 名	
出頭しなかった 補 佐 人	住 所	
	氏 名	
出席した行政庁 の 職 員 の 職 及 び 氏 名		
行政庁の職員の 説 明 の 要 旨		

当 事 者 の 陳 述 の 要 旨	
代 理 人 の 陳 述 の 要 旨	
補 佐 人 の 陳 述 の 要 旨	
証 拠 書 類 等 の 標 目	
そ の 他 参 考 と な る 事 項	

行政庁

主宰者



報告書

次の聴聞について終結したので、（行政手続法第 2 4 条第 3 項・香芝市行政手続
条例第 2 4 条第 3 項）及び香芝市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第 1 4 条
第 3 項の規定により、報告します。

聴 聞 の 件 名	
不利益処分の原因 となる事実に対す る当事者等の主張	
上記の主張に理由 が あ る か 。	

第 1 7 号様式（第 1 5 条関係）

聴聞調書・報告書閲覧請求書

年 月 日

- ☐行政庁
- ☐主宰者 様

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者職氏名
電 話 番 号

次の聴聞に係る（☐聴聞調書 ☐報告書）を閲覧したいので、（☐行政手続法第 2 4 条第 4 項 ☐香芝市行政手続条例第 2 4 条第 4 項）及び香芝市聴聞及び弁明の 機会の付与に関する規則第 1 5 条第 1 項の規定により、請求します。

聴 聞 の 件 名	
聴 聞 の 期 日	

第 年 月 日 号

様

印

聴聞調書・報告書閲覧指定通知書

年 月 日付けで請求のあった（聴聞調書・報告書）の閲覧について、次のとおり指定したので、香芝市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第 1 5 条第 2 項の規定により、通知します。

聴 聞 の 件 名	
閲 覧 の 日 時	
閲 覧 の 場 所	

第 1 9 号様式（第 1 6 条関係）

弁明書

年 月 日

行政庁

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者職氏名
電 話 番 号

（☐行政手続法第 2 9 条第 1 項 ☐香芝市行政手続条例第 2 7 条第 1 項）及び香芝市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第 1 6 条の規定により、弁明書を提出します。

弁 明 の 件 名	
不利益処分の原因 となる事実 に対する主張	

様

行政庁



弁明の機会の付与通知書

不利益処分を行うに当たり、次のとおり弁明の機会を付与しますので、（行政手続法第 3 0 条・香芝市行政手続条例第 2 8 条）及び香芝市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第 1 7 条の規定により、通知します。

弁 明 の 件 名	
予定される不利益 処 分 の 内 容	
不利益処分の根拠 となる法令又は 条 例 等 の 条 項	
不利益処分の原因 と な る 事 実	
弁 明 書 の 提 出 先	
弁明書の提出期限	
口頭による弁明の 機会の付与を行う 場合の出頭すべき 日 時 及 び 場 所	

備考 弁明に関する一切の行為をなす権限を、代理人に委任することができます。

第 2 1 号様式（第 1 8 条関係）

代理人資格証明書

年 月 日

行政庁

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者職氏名

電 話 番 号

私は、次の者を代理人と定め、次の弁明に関する一切の行為をなす権限を委任しましたので、（☐行政手続法第 3 1 条において準用する同法第 1 6 条第 3 項 ☐香芝市行政手続条例第 2 9 条において準用する同条例第 1 6 条第 3 項）及び香芝市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第 1 8 条第 1 項の規定により、証明します。

弁明の件名		
代 理 人	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

第 2 2 号様式（第 1 8 条関係）

代理人資格喪失届

年 月 日

行政庁

住所又は所在地
氏 名 又 は 名 称
代 表 者 職 氏 名
電 話 番 号

次のとおり代理人がその資格を失ったので、（☐行政手続法第 3 1 条において準用する同法第 1 6 条第 4 項 ☐香芝市行政手続条例第 2 9 条において準用する同条例第 1 6 条第 4 項）及び香芝市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第 1 8 条第 2 項の規定により、届け出ます。

弁 明 の 件 名		
代理人の資格 を 失 っ た 者	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	

第 2 3 号様式（第 1 9 条関係）

年 月 日

指名された職員



弁明調書

弁 明 の 件 名		
弁 明 の 期 日		
弁 明 の 場 所		
出頭した弁明者	住 所	
	氏 名	
出頭した代理人	住 所	
	氏 名	
出頭しなかった 弁 明 者	住 所	
	氏 名	
出頭しなかった 代 理 人	住 所	
	氏 名	
弁 明 の 要 旨		
証 拠 書 類 等 の 標 目		
そ の 他 参 考 と な る 事 項		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、香芝市行政手続条例の一部を改正する条例（令和８年条例第１３号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の第２号様式、第６号様式、第８号様式、第１０号様式及び第１７号様式により行われている申出、申請及び請求は、それぞれ改正後の第２号様式、第６号様式、第８号様式、第１０号様式及び第１７号様式により行われている申出、申請及び請求とみなす。